
事業所登録～求人の流れ

事業所登録によって利用できるサービス

「福祉のお仕事」ホームページで事業所登録を行うと以下のサービスが利用できます。

POINT 1 【便利でわかりやすい！ ネット求人申請】

- ・事業所マイページから、インターネット経由で求人の登録を申請できます。
- ・ステップ別に詳しい入力ガイドもついて、求人票の作成をわかりやすくご案内します。

POINT 2 【求人の手応えがわかる！ アクセス・応募件数表示】

- ・「求人を出してみたけど、実際にどのくらい見られているんだろう？」というのは誰もが気になることかと思えます。事業所マイページからは、登録した個々の求人にもどのくらいアクセスや応募があったのかを見ることができます。

POINT 3 【カンタン・便利！ 再利用機能】

- ・「そういえば前はどんな求人を出していたっけ？」「住所や細かい募集条件を一つ一つ書くのは手間！」ということはありませんか？事業所マイページから、過去に自分が登録した求人を見ることができ、そのデータを再利用できるので最小限の修正だけで新しい求人票を登録できます。これは便利！

POINT 4 【これで安心！ 掲載終了予告メール】

- ・日々業務が多忙なため、登録している求人の有効期限をついつい忘れてしまいそうになることはありませんか？事業所マイページから求人登録を行うと、求人の有効期限の5日前にメールで期限切れをお知らせします。

POINT 5 【就職希望者にさらなるアピールを！ 事業所情報公開機能】

- ・人材不足のなか就職希望者にアピールしていくためには、求人票以外にも事業所の特徴や詳しい情報を積極的に提供していくことが重要です。
- ・事業所登録を行うと、事業所の名称や所在地などの基本的な情報が、「福祉のお仕事」ホームページに掲載されます。
- ・さらに、事業所マイページから事業所の特色等の詳細な情報を登録し、就職希望者にアピールすることができます。
- ・これらの事業所情報は求人票を出していない時にも常時公開されますので、就職希望者への認知度アップにつながります。

事業所登録～求人の流れ

STEP 1 事業所マイページ登録

- ・必要事項を入力して、事業所マイページ登録を申請します。
- ・都道府県福祉人材センター・バンクが申請内容を確認します。
必要に応じ電話等でご確認をさせていただきます。
確認には数日～1週間程度かかる場合があります。
- ・センター・バンクによって承認されると、承認通知がメールで送られます。
- ・「福祉のお仕事」事業所マイページにログインできるようになります。
- ・登録した情報は「福祉のお仕事」にて公開されます（「事業所情報検索」画面）
事業所のさらに詳細な情報を事業所マイページから登録できます。

STEP 2 求人申込み（登録）

- ・事業所マイページから求人票の登録を申請します。
- ・都道府県福祉人材センター・バンクが申請内容を確認します
必要に応じ電話等でご確認をさせていただきます。
確認には数日～1週間程度かかる場合があります。
- ・センター・バンクによって承認されると、承認通知がメールで送られます。
- ・「福祉のお仕事」ホームページに求人情報が掲載されます。
- ・登録先の福祉人材センター・バンクの窓口でも公開されます。

STEP 3 紹介・応募

- 【紹介】求人の登録先の福祉人材センター・バンクに来所した就職希望者に対して、センター・バンクの職員が紹介状を発行します。センター・バンクから事業所に対して連絡を取ることもあります。職業安定法に基づく職業紹介に位置づけられます。
- 【応募】「福祉のお仕事」で求人情報をみた就職希望者が、応募用紙を発行して自ら事業所に申し込みます。募集条件と必ずしも条件が合致しない就職希望者が応募してくる場合があります。

STEP 4 選考

- ・求人票にて雇用条件を提示していますが、面接時等に再度応募者にご説明ください。
- ・応募者が面接の結果辞退することがあります。応募者の意思を再度ご確認ください。

STEP 5 採否

- ・選考結果は、直接応募者本人にご連絡いただくとともに、必ず求人の登録先の福祉人材センター・バンクにもご連絡ください。

- ・福祉人材センター・バンクへのご連絡にあたっては、「福祉のお仕事」事業所マイページから入力するとともに、「紹介状」または「応募用紙」下段の「採否（採用）通知書」にてご連絡ください。

採用が決まったら、採用者が就業を開始するまでに、「労働条件通知書（雇入通知書）」等により、労働条件（労働契約の期間、就業の場所、従事する業務内容、労働時間、賃金、退職に関する事項等）を書面により明示してください（労働基準法により義務づけられています）。この規定は雇用形態に関わりなく適用されます。

STEP 6 有効期限

- ・求人票の有効期限は、求人申込（登録）申請日の翌々月末となります。有効期限の 5 日前に期限切れの予告メールを送信します。
- ・事業所のご希望により募集終了日を設定されている場合には、募集終了日の 5 日前に期限切れの予告メールを送信します。
- ・有効期限及び募集終了日を過ぎた求人は、自動的に「福祉のお仕事」ホームページの就職希望者向けページから削除されます（事業所マイページからの採用人数の入力は可能です）。